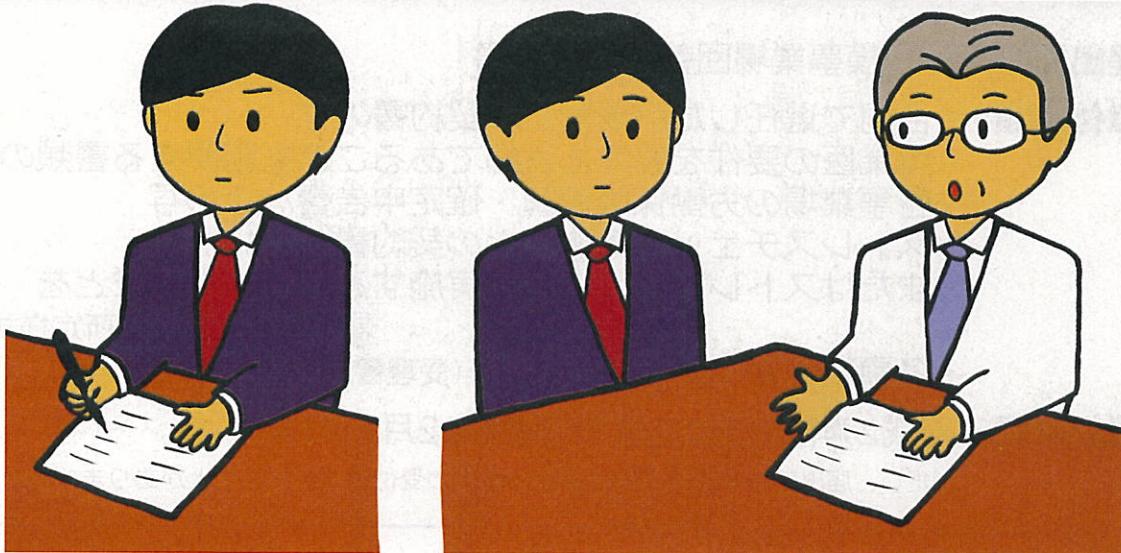


従業員数50人未満の事業場の事業主の方へ

# 「ストレスチェック」実施促進のための 助成金のご案内



従業員数50人未満の事業場で、医師・保健師などによるストレスチェック※を実施し、医師によるストレスチェック後の面接指導など※を実施した場合、事業主は以下のように費用の助成を受けることができます。

助成金を受けるためには、地域を同じくする、他の従業員数50人未満の事業場と合同で、ストレスチェック後の面接指導を実施する医師を、産業医として、選任する必要があります。

※「ストレスチェック」と「面接指導の実施」は、労働安全衛生法第66条の10第1項から第6項に規定する「心理的な負担の程度を把握するための検査」などのことをいいます。

## ＜助成対象・助成額＞

ストレスチェック後の面接指導を実施する産業医を選任し、

1. ストレスチェック（年1回）を行った場合、  
1労働者につき**500円**を上限として、その実費額を支給
2. ストレスチェック後の面接指導などの産業医活動を受けた場合、  
1事業場あたり産業医1回の活動につき**21,500円**を上限として、  
その実費額を支給（支給対象とする産業医の活動は1事業場につき年3回を限度とする）

### ▶この助成金の届出と申請について、

詳しくは独立行政法人 労働者健康福祉機構または産業保健総合支援センターにお問い合わせください。

問い合わせ先：独立行政法人労働者健康福祉機構

産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課

電話番号 044-556-9866

全国の産業保健総合支援センター一覧

<http://www.rofuku.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

独立行政法人 労働者健康福祉機構

## ＜本助成金ご利用の流れ＞

### ①団体登録の届出（独立行政法人 労働者健康福祉機構へ）

**提出書類**：小規模事業場団体登録届出書

**添付書類**

- ・合同で選任した産業医との契約書の写
- ・産業医の要件を備えた医師であることを証明する書類の写
- ・各事業場の労働保険概算・確定申告書などの写
- ・ストレスチェック実施者との契約書の写
- またはストレスチェックを実施する予定であることを  
　証明する書類（所定様式）
- ・各事業場あての返信用封筒（受理書返信用）

**届出期間**：平成27年度分は6月1日から12月10日まで

ただし、届出期間中でも、助成金支給申請の受付を終了することがあります。



②ストレスチェックの実施について、  
産業医からの助言、労使での審議、労働者への説明・情報提供



③ストレスチェックを実施、労働者へ結果の通知



④ストレスチェックに係る産業医による面接指導などの実施

＜助成金申請が認められる産業医活動の例＞

- ・ストレスチェックの実施について助言すること
- ・ストレスチェック実施後に面接指導を実施すること
- ・ストレスチェックの結果について、集団分析を行うこと
- ・面接指導の結果について、事業主に意見陳述すること など



### ⑤助成金支給申請（独立行政法人 労働者健康福祉機構へ）

**提出書類**：助成金支給申請書（ストレスチェック実施者と産業医の確認が必要）

**添付書類**：ストレスチェック実施者と産業医への費用の支払いを  
証明する書類

**申請期間**：平成27年度は6月15日から1月末日まで

ただし、申請期間中でも、助成金支給申請の受付を終了することがあります。

▶各種様式は、独立行政法人 労働者健康福祉機構のホームページからダウンロードできます。  
(<http://www.rofuku.go.jp/sangyouhoken/stresscheck/tabcid/1005/Default.aspx>)  
(平成27年4月)